



# 宮 崎 県 公 報

令和5年7月3日(月曜日) 第420号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (観光推進課) 4
<b>公 告</b>		○県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… ( “ ) 5
○宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (福祉保健課) 1		○県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園及び宮崎県総合文化公園の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (都市計画課) 6
○県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (障がい福祉課) 2		○宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (建築住宅課) 7
○県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… ( “ ) 3		<b>雑 報</b>
		○令和5年度行政書士試験の実施について…………… 8

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第42号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合政策課</td> <td style="text-align: center;">広域連携推進室 <u>G 7 宮崎農業大臣会合推進室</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総合政策課)</p> <p>第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) G 7 宮崎農業大臣会合の開催準備に関すること。</u></p> <p>(13)～(17) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>G 7 宮崎農業大臣会合推進室においては、第1項第12号に掲げる事務を分掌する。</u></p>	課	課 内 室	総合政策課	広域連携推進室 <u>G 7 宮崎農業大臣会合推進室</u>	[略]		<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合政策課</td> <td style="text-align: center;">広域連携推進室</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総合政策課)</p> <p>第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12)～(16)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	課	課 内 室	総合政策課	広域連携推進室	[略]	
課	課 内 室												
総合政策課	広域連携推進室 <u>G 7 宮崎農業大臣会合推進室</u>												
[略]													
課	課 内 室												
総合政策課	広域連携推進室												
[略]													

#### 附 則

この規則は、令和5年7月6日から施行する。

## 公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2

の規定により、宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称

宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター

(2) 所在地

宮崎市原町 2 番 22 号

(3) 設置目的

ア 宮崎県福祉総合センター

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設

イ 県立母子・父子福祉センター

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第39条に規定する母子・父子福祉センター

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 宮崎県福祉総合センターの会議室等の予約管理、利用許可等の業務
- (2) 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの維持管理業務
- (3) 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
- (4) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の 4、宮崎県福祉総合センター管理規則（平成17年宮崎県規則第89号）第14条及び県立母子・父子福祉センター管理規則（平成17年宮崎県規則第90号）第 7 条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者においては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこ

れらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3 条第 1 項第 1 号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。
- (10) 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第 2 項に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。（兼務可）

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (44) 2660
- (2) 配布期間 令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和 5 年 7 月 13 日から令和 5 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (44) 2660

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 の規定により、県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称

県立視覚障害者センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号

(3) 設置目的

視覚障害者のための身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「身障法」という。）第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの維持及び保全に関する業務
- (3) センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- (4) 点字図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務
- (5) 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務
- (6) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務
- (7) 視覚障がい者に対する点字講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- (8) 視覚障がい者等に対する相談業務
- (9) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第 10 条の 4 及び県立視覚障害者センター管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 91 号）第 14 条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者については、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者については、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 身障法第 34 条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を 3 人以上従事させることができること

。 (10) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成、指導の実績を有する者を確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県立視覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (32) 4468
- (2) 配布期間 令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和 5 年 7 月 13 日から令和 5 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）第 10 条の 2 の規定により、県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 県立聴覚障害者センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号
- (3) 設置目的 聴覚障害者のための身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「身障法」という。）第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、

この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの維持及び保全に関する業務
- (3) センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- (4) 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- (5) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務
- (6) 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- (7) 聴覚障がい者等に対する相談業務
- (8) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立聴覚障害者センター管理規則（平成17年宮崎県規則第92号）第14条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の關係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な關係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 身障法第34条の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を3人以上従事させることができること。
- (10) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、指導の実績を有する者を確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。

(4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(32)4468

(2) 配布期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和5年7月13日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
県営国民宿舎えびの高原荘	えびの市大字末永1489番地	国民の健全なレクリエーションの健康増進に資するための施設
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設（以下「えびの高原施設」という。）の利用に関する業務
- (2) えびの高原施設の維持及び保全に関する業務
- (3) えびの高原施設に係る事業計画、決算等の業務
- (4) その他県営国民宿舎えびの高原荘・県営えびの高原スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4並びに宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設管理規則（平成17年宮崎県規則第73号）第11条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。また、県内に責任者等を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は整備すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者であっても、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者であっても、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、えびの高原施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎

及び管理に関する能力を有するものであること。

- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課観光戦略担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104

- (2) 配布期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### 10 指定管理者指定申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあっては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。
- (2) 提出期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### 11 指定管理者指定申請書の提出先及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課観光戦略担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104

### 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 県営国民宿舎高千穂荘（以下「高千穂荘」という。）
- (2) 所在地 西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井1037番地の4
- (3) 設置目的 国民の健全なレクリエーションの健康増進に資するため施設

### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) 高千穂荘の利用に関する業務
- (2) 高千穂荘の維持及び保全に関する業務
- (3) 高千穂荘に係る事業計画、決算等の業務
- (4) その他県営国民宿舎高千穂荘指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し

、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。また、県内に責任者等を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は整備すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、高千穂荘の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県宮国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課観光戦略担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7104
- (2) 配布期間 令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時 15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあつては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。

- (2) 提出期間 令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時 15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課観光戦略担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7104

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の 3 の規定により、県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園（同条例第 9 条第 1 項に規定する有料公園施設を除く。以下同じ。）及び宮崎県総合文化公園（以下「都市公園等」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、各区分に応じて指定管理者に指定された一の法人その他の団体がそれぞれ行うものとする。

	名 称	所 在 地	設 置 目 的
1	県立青島亜熱帯植物園	宮崎市青島 2 丁目11番 1 号	熱帯、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するとともに学術参考に資するための施設
	宮崎県総合運動公園	宮崎市大字熊野	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市機能の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供するための施設
2	県立平和台公園	宮崎市下北方町	
	宮崎県総合文化公園	宮崎市船塚 3 丁目	
3	特別史跡公園西都原古墳群	西都市大字三宅	

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 都市公園等の利用に関する業務
- (2) 都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- (3) 都市公園等の利用促進に係る啓発活動に関する業務
- (4) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- (5) 都市公園等の利用促進に関する業務
- (6) その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
- (7) 指定管理者が行う自主事業

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の6、都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条及び県立青島亜熱帯植物園管理規則（平成17年宮崎県規則第79号）第11条に規定する管理の基準による。

#### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

#### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者においては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

#### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

#### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県都市公園等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

#### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

##### (1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7193

イ 宮崎県宮崎土木事務所河川砂防・都市公園課都市公園担当

宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-0805  
電話番号0985(26)7289

ウ 宮崎県西都土木事務所総務課管理担当 宮崎県西都市大字三宅字下鶴9451 郵便番号 881-0005 電話0983(43)2221

(2) 配布期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和5年8月14日から令和5年9月4日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7193

#### 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

令和5年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとする。

##### (1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営沖の下B団地	日向市大字財光寺3120番地1
2	県営三ツ枝B団地	日向市大字財光寺3612番地4
3	県営古城ヶ鼻団地	日向市大字富高6960番地5
4	県営塩見川西団地	日向市比良町1丁目47番地
5	県営日知屋東団地	日向市大字日知屋 16263番地
6	県営川路団地	日向市大字財光寺6547番地3
7	県営土橋団地	東臼杵郡門川町大字門川尾末2807番地1
8	県営下水流団地	東臼杵郡門川町上町4丁目24番地
9	県営本村団地	東臼杵郡門川町大字門川尾末2124番地
10	県営平城団地	東臼杵郡門川町平城西5番1号
11	県営加草団地	東臼杵郡門川町大字加草1581番地7
12	県営宮ヶ原団地	東臼杵郡門川町宮ヶ原5丁目31番地
13	県営三ツ瀬団地	延岡市三ツ瀬町2丁目6番地1
14	県営野田団地	延岡市野地町6丁目5423番地
15	県営塩浜団地	延岡市塩浜町2丁目1856番地1
16	県営野田第二団地	延岡市野田町1845番地1
17	県営一ヶ岡団地	延岡市北一ヶ岡3丁目10番

18	県営共栄団地	延岡市共栄町71番地 8
19	県営昭和団地	延岡市昭和町 2 丁目2233番地
20	県営浜町団地	延岡市浜町 554番地 2
21	県営大貫東団地	延岡市大貫町 3 丁目 945番地
22	県営土々呂団地	延岡市土々呂町 5 丁目1524番地 1
23	県営希望ヶ丘団地	延岡市野地町 6 丁目5354番地 4
24	県営塩浜南団地	延岡市塩浜町 2 丁目1813番地 1
25	県営塩浜西団地	延岡市沖田町2241番地 7
26	県営田口野団地	西臼杵郡高千穂町大字三田井 9 39番地 8
27	県営西町団地	西臼杵郡高千穂町大字三田井11 95番地13

(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 入居者の管理及び指導に関する業務
- (3) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (4) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務
- (5) 県営住宅建替事業に係る補助業務
- (6) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第78条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）第47条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 下表の各土木事務所等管内のそれぞれに必ず1つ以上の事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる団体であること。

宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所、宮崎県西臼杵支庁

- (2) 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制が確保できること。

ア 主たる事業所等が行う県との連絡調整、窓口業務及び財務事務の総括や従たる事業所等の指導等の業務

イ 従たる事業所等が行う県営住宅の管理等の業務

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (4) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

- (5) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者においては、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規

定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にとっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (10) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「賃貸住宅管理法」という。）に基づき、賃貸住宅管理業者として国土交通大臣の登録を受けるとともに、賃貸住宅管理法で定める業務管理者を置くことが可能であること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県営住宅指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先  
宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196
- (2) 配布期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間最終日の午後4時までに必着のこと。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和5年8月9日から令和5年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

雑 報

令和5年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和5年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

令和5年7月3日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一照

#### 1 試験期日

令和5年11月12日(日) 午後1時から午後4時まで

#### 2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校(宮崎市天満町9-1)

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

##### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

#### 4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しません。

#### 5 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

###### ア 受付期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで

###### イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課(東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階)

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月25日(金)の消印があるものまで受け付けます。

###### ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはエを御覧ください。)

###### エ 受験願書及び試験案内の配布期間、請求方法及び配布場所

###### ① 郵送配布

###### (ア) 配布期間

令和5年7月3日(月)から順次発送

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和5年7月3日(月)から令和5年8月18日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、郵送配布します。

###### (イ) 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで郵送してください。

郵便番号 252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

###### ② 窓口配布

###### (ア) 配布期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで

###### (イ) 配布場所

宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

###### (2) インターネットによる受験申込み

###### ア 受付期間

① 令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年8月22日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月22日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにて御確認ください。

③ 受付最終日(8月22日(火))は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

###### イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

###### ② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

###### ③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

#### 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「

郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和6年1月31日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。

なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。